

2 2 生活衛生対策

〔現況及び施策の方向〕

1 生活衛生対策

県民の日常生活に密接な関係がある生活衛生関係施設の衛生環境を確保するため、監視指導を実施するとともに、公益財団法人広島県生活衛生営業指導センターを通じて生活衛生関係営業者の経営の健全化を促進し、併せて、消費者の利益の擁護に努める。

公衆浴場は住民の保健衛生上欠くことのできない施設であるため、設備改善資金などの助成を行うことにより、経営の安定化と公衆浴場の確保に努める。

2 水道整備対策

本県における水道普及率は、平成 24 年度末 94.0%で、全国平均の 97.7%に比べ 3.7 ポイント下回っている。

このため、市町が水道未普及地域解消のための行う水道施設整備については、国庫補助制度の活用により促進するとともに、持続可能な水道事業経営のために簡易水道事業の統合を推進する。

また、水の安全・安心や安定給水を確保するため、地震や渇水など災害に強い水道施設整備の促進を図るとともに、水道施設等の立入検査を実施し、適正な施設管理、水質管理等について指導を行う。

第1表 水道普及率の推移

(単位 %)

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
普及率					
県	94.0	93.9	93.7	93.6	93.4
全 国	97.7	97.6	97.5	97.5	97.5

3 動物愛護対策

動物愛護思想の普及啓発、動物による人身等への危害防止、野犬の保護、動物取扱業の監視指導及び危険な動物（特定動物）の飼養施設の監視指導等を行い、住み良い生活環境づくりを図る。

〔事業の内容〕

1 生活衛生対策

(1) 生活衛生関係施設の監視指導（予算額 1,150 千円）

理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場、クリーニング所、特定建築物及び墓地等の監視指導を計画的に実施し、衛生水準の向上を図る。

なかでも、レジオネラ症の発生を防止するため、公衆浴場、旅館業の入浴施設について、重点的に指導することとする。（昭和 22 年度創設）

第2表 生活衛生関係施設監視指導状況

(単位 箇所, 件)

年度	区 分	理 容 所	美 容 所	興 行 場	旅 館	公衆浴場	クリーニング所	特 定 建 築 物	墓 地 其 他
25	施設数	164	254	1	51	19	109	32	9,243
	監視指導延件数	14	15	1	30	21	25	11	12
24	施設数	166	253	1	57	20	143	29	9,232
	監視指導延件数	7	11	0	17	12	38	5	13
23	施設数	165	249	1	58	21	147	29	9,937
	監視指導延件数	4	10	0	17	8	4	5	6

(注) 1 大竹市、府中町、海田町、熊野町、坂町及び安芸太田町が対象。
ただし、H24, 25 年度の墓地その他には、大竹市を含まない。

2 その他とは、火葬場及び納骨堂をいう。

(2) 生活衛生関係営業の育成指導（予算額 21,916 千円）

生活衛生関係営業の経営の健全化、振興等を通じて、その衛生水準の向上を図るとともに、消費者等の利益を擁護するため、（公財）広島県生活衛生営業指導センターが行う事業に対し助成する。（昭和 56 年度創設）

・ 生活衛生営業指導センター補助金

（公財）広島県生活衛生営業指導センターが生活衛生営業相談室を設置し、経営指導員、経営特別相談員による経営、融資、衛生面等の相談指導を行うとともに、講習会の開催、消費者からの苦情処理、広報紙の発行による情報提供等を行う事業に助成する。

第 3 表 生活衛生営業指導センターへの補助金交付状況

（単位 千円）

区 分	平成26年度（予定）	平成25年度	平成24年度
生活衛生営業指導センター補助金	21,916	21,426	21,748

〔負担割合 県 1/2、国 1/2〕

（ただし、補助額のうち 948 千円については、単県補助分である。）

(3) 公衆浴場確保対策事業（予算額 5,979 千円）

公衆浴場の確保を図るため、設備改善補助、施設整備資金利子補給費補助等の措置を講じ、経営の安定化、衛生水準の維持向上に努める。（昭和 48 年度創設）

第 4 表 一般公衆浴場利用者及び入浴料金状況

（単位 施設、人、円）

区 分	施設数	平均入浴 人 員	入 浴 料 金 （ 円 ）				施 行 日
			大 人	中 人	小 人		
平成 25 年度	63	—	400	150	70		20. 1. 1
平成 24 年度	68	90. 9	400	150	70		20. 1. 1
平成 23 年度	81	96. 6	400	150	70		20. 1. 1

（注）1 広島市、呉市、福山市を含む。

2 施設数は年度末数を示す。

3 入浴人員は、1 施設 1 日当たりの平均人員（前年度実績）

第 5 表 一般公衆浴場施設整備資金利子補給費補助金交付状況

（単位 件、円）

区 分	件 数	補 助 金 額
平成 26 年度（予定）	10	2,108,023
平成 25 年度	8	2,396,949
平成 24 年度	10	3,132,979

第 6 表 一般公衆浴場設備改善補助金交付状況

（単位 円）

区 分	件数	補助金額	摘 要
平成 26 年度 （予定）	15	3,870,000	給湯用ボイラー2件 ろ過機1件 温水器1件 煙突1件 配管設備3件 浴室タイル1件 空調設備4件 パーナー1件 熱交換器1件
平成 25 年度	11	2,470,555	給湯用ボイラー2件 温水器4件 浴室タイル1件 空調設備3件 パーナー1件
平成 24 年度	12	2,913,975	給湯用ボイラー4件 ろ過機1件 温水器1件 浴室タイル1件 空調設備3件 パーナー1件 熱交換器1件

（注）広島市、呉市、福山市を含む。

〔負担割合 県 1/4、市町 1/4、設置者 1/2〕

(4) クリーニング師の試験及び免許（予算額 92 千円）

クリーニング師の免許取得に係る試験を実施するとともに、合格者に免許を与える。（昭和 26 年度創設）

第7表 クリーニング師試験結果及び年度別新規免許交付者数

(単位 人, %)

区 分	受 験 者	合 格 者	合 格 率	免許交付者
平成 25 年度	37	33	89.2	30
平成 24 年度	30	22	73.3	21
平成 23 年度	38	29	76.3	29

2 水道整備対策（予算額 3,108 千円）

(1) 水道事業の認可等

県内の水道事業（給水人口 5 万人以下に限る。）の創設認可，変更認可及び廃止許可を行う。（昭和 33 年度創設）

また，事業内容の軽微な変更，事業全ての譲り受けに伴う事前届出及び事業の譲り渡しに伴う事業廃止届の受理を行う。（変更認可等に係る手続きの簡素化を図るため，平成 14 年度から制度改正）

第8表 水道事業の認可等の状況

(単位 件)

区 分	上 水 道					簡 易 水 道				
	創設	変 更		廃 止		創設	変 更		廃 止	
		認可	届出	許可	届出		認可	届出	許可	届出
平成 25 年度	0	0	0	0	0	0	3	0	1	1
平成 24 年度	0	1	1	0	0	0	1	2	0	0
平成 23 年度	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0

(2) 水道施設管理指導

ア 水道施設維持管理指導

水道施設等の適正な維持管理を行い，安全な水の安定供給を確保するため，立入検査等を計画的に実施し，衛生対策や危機管理対策の強化を図る。

(ア) 水道施設の適正管理指導

水道水の安全性と安定的な供給の確保を図るため，水道施設（専用水道を含む。）に対する立入検査を実施し，適正な施設の維持管理及び水道法の遵守について指導する。

(イ) 簡易専用水道の適正管理指導

適正な維持管理を確保するため，簡易専用水道に対する立入検査及び定期検査の受検指導を実施する。

(ウ) 飲用井戸等の衛生対策指導

飲用に供する井戸及び水道法の規制対象とならない小規模水道施設の衛生確保を図るため，市町と協力して啓発・指導を実施する。

イ 水道水質管理指導

水道水質基準の確保等を図るため，広島県水道水質管理計画（平成 16 年 2 月改定）に基づく水質の監視，県と水道事業者との化学物質情報共有体制の整備など，円滑な水質管理を指導する。

(3) 水道施設整備指導等

ア 水道整備計画調査指導等

水道普及の促進を図るため，水道整備計画等に係る市町への助言・指導を行う。

(ア) 水道整備基本構想及び広域的水道整備計画調査指導等

水道事業者等に対し，水道を整備するための基本計画，施設形態，建設財源等について技術的な助言・指導を行う。

(イ) 水道普及促進指導等

衛生的な飲用水の確保が必要な地域において、水道施設の整備を推進しようとする市町に対し、水道法上の手続きや国庫補助制度の活用等について助言・指導を行う。

(ウ) 簡易水道事業統合指導等

経営の効率性、経営基盤の強化を図るため、簡易水道事業の統合について助言・指導を行う。

イ 水道施設整備事業指導監督

市町が実施する国庫補助対象施設整備事業の円滑・適切な執行を図るため、指導監督を行う。

(ア) 簡易水道等施設整備事業

a 一般簡易水道等施設整備事業

市町が簡易水道等施設の新設、拡張等を行う事業（昭和 27 年度創設）

対象：8 市 1 町（19 事業）

b 離島簡易水道等施設整備事業

離島市町が簡易水道等施設の新設、拡張等を行う事業（昭和 32 年度創設）

対象：1 町（1 事業）

第 9 表 簡易水道等施設整備事業実施状況

（単位 件、千円）

区 分	一般簡易水道等施設整備事業			離島簡易水道等施設整備事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
平成 26 年度	19	3,624,916	1,380,861	1	133,064	66,532
平成 25 年度	18	4,160,464	1,414,780	1	111,346	55,673
平成 24 年度	20	2,853,186	1,080,070	1	61,470	30,735

〔負担割合 国 1/4～1/2, 市町 1/2～3/4〕

(イ) 水道水源開発等施設整備事業

a 水道水源開発施設整備事業（昭和 42 年度創設）

ダム等水道水源開発のための施設及び関連施設の整備事業

対象：1 ダム 1 市（1 事業）

b 水道広域化施設整備事業（昭和 42 年度創設）

対象：県及び 1 市（2 事業）

c 高度浄水施設等整備事業（平成 3 年度創設，平成 7 年度改正）

対象：なし

d ライフライン機能強化等事業（平成 15 年度再編）

(a) 緊急時給水拠点確保等事業（平成 3 年度創設）

対象：県及び 2 市（3 事業）

(b) 水道管路耐震化等推進事業（平成 2 年度創設，平成 6 年度改正，平成 21 年度改定）

対象：県及び 2 市（5 事業）

第 10 表 水道水源開発施設整備事業及び水道広域化施設整備事業実施状況

（単位 件、千円）

区 分	水道水源開発施設整備事業			水道広域化施設整備事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
平成 26 年度	1	140,000	70,000	2	771,120	257,040
平成 25 年度	1	100,000	50,000	2	269,322	89,774
平成 24 年度	1	45,000	22,500	1	50,400	16,800

〔負担割合 国 1/4～1/2, 市町 1/2～3/4〕

第11表 高度浄水施設等整備事業及びライフライン機能強化等事業実施状況

(単位 件, 千円)

区 分	高度浄水施設等整備事業			ライフライン機能強化等事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
平成26年度	0	0	0	8	1,168,846	378,328
平成25年度	0	0	0	6	1,021,801	314,729
平成24年度	2	233,172	77,724	5	464,211	131,357

〔負担割合 国 1/4～1/3, 市町 2/3～3/4〕

(4) 広島県水道整備基本構想(第2次)～広島県水道ビジョン～<平成23年3月改定>の推進

将来にわたり持続可能な水道を構築するため、広島県水道ビジョンにおいて年次目標を定めてその達成を図るとともに、広島県水道事業推進会議を活用して水道事業者が直面する諸課題について関係者が相互に意見交換し、課題解決に向けた取組を推進する。

3 動物愛護対策(予算額 99,701千円)

平成26年3月に改定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に努める。

(1) 動物保護管理事業(予算額 57,011千円)

野犬の保護等

野犬の保護業務により、犬による危害防止に努めるとともに、負傷疾病犬等の収容措置を実施する。

(2) 動物愛護事業(予算額 39,607千円)

ア 犬・猫の引取等

動物愛護センター(昭和55年度創設)において、不用犬・猫の引取りを実施し、動物の適正な取扱いの徹底を期する。また、動物愛護思想の普及啓発を図るため、動物愛護教室を拡充強化する。

第12表 犬・猫引取等実施状況

(単位 頭)

区 分		定時定点	持参	センター動物保護		合計	返 還	譲 渡	負傷疾病犬等収容措置
				保護	引取				
平成 25 年度	犬	304	755	180	571	1,810	39	461	14
	猫	1,203	1,214		82	2,499	8	110	35
	計	1,507	1,969	180	653	4,309	47	571	49
平成 24 年度	犬	404	738	116	598	1,856	35	192	26
	猫	1,213	1,310		107	2,630	3	53	69
	計	1,617	2,048	116	705	4,486	38	245	95
平成 23 年度	犬	358	727	250	602	1,937	35	256	18
	猫	1,583	1,224		115	2,922	3	54	39
	計	1,941	1,951	250	717	4,859	38	310	57

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

イ 特定動物の飼養許可指導

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づき、特定動物の飼養を許可するとともに、適切な飼養を指導する。(平成18年度創設)

第 13 表 特定動物飼養状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）

（単位 件、頭）

区分	おながざる科	かみつきがめ科	ボア科	くさりへび科	アリゲーター科	計
許可件数	4	5	4	1	1	15
飼養頭数	4	8	3	20,000	1	20,016

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

ウ 動物取扱業の登録指導

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づき、動物取扱業者に対し、動物の適正な取扱いを指導する。（平成 12 年度創設）

第 14 表 第一種動物取扱業登録施設数（平成 26 年 3 月 31 日現在）

（単位 件、施設）

区 分	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養	実施施設数
平成25年度	166	206	4	30	23	1	322
平成24年度	169	204	5	31	24	1	331
平成23年度	166	200	3	27	23	0	321

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

第 15 表 第二種動物取扱業登録施設数（平成 26 年 3 月 31 日現在）

（単位 件、施設）

区 分	譲渡	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養	実施施設数
平成25年度	5	0	0	0	0	0	5

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

(3) 動物愛護強化推進事業（予算額 3,083 千円）

ア 【新】動物愛護業務強化検討会

犬猫の殺処分数を削減するため、県内の動物愛護業務の具体的な施策（犬猫の定時定点方式による引取りの見直し、譲渡の促進など）について、総合的、抜本的に検討する会議を有識者等を交えて開催する。（平成 26 年度創設）

イ 【新】新たな普及啓発事業の実施

新たな事業として動物愛護講演会を行うとともに啓発用のポスター・チラシを専門業者に委託して作成するなど啓発活動をこれまでより規模を拡大して行う。（平成 26 年度創設）